

平成19年10月15日

各 位

会 社 名 株式会社 技研製作所
本社所在地 高知市布師田3948番地 1
コード番号 6289 (大証第2部)
問合せ先 取締役管理本部長 田中 孝明
T E L 088-846-2933

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成19年10月15日開催の取締役会において、平成19年11月29日開催予定の第26期定時株主総会に、下記のとおり「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

取締役および監査役が職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法の規定に基づき、取締役および監査役の会社に対する賠償責任を法令に定める範囲内で、取締役会の決議により減免できる旨の規定を新設するものであります。

また、社外監査役として有能な人材を迎えられるよう、会社法の規定に基づき会社に対する賠償責任を法令の範囲内で限定する契約を締結できる旨の規定を新設するものであります。なお、取締役会の決議による取締役の責任免除に関する規定を新設することにつきましては、監査役の全員一致による監査役会の同意を得ております。

2. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成19年11月29日(木)
定款変更の効力発生日 平成19年11月29日(木)

3. 変更内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行	変 更 案
第 4 章 取締役および取締役会 (取締役会の決議の省略) 第 26 条 (条文省略) (新設)	第 4 章 取締役および取締役会 (取締役会の決議の省略) 第 26 条 (現行どおり) <u>(取締役の責任免除)</u> 第 27 条 <u>当社は、取締役会の決議によって、取締役(取締役であった者を含む。)の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法</u>

<p>第 27 条 ~ 第 30 条</p> <p>(条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p> <p>第 28 条 ~ 第 31 条</p> <p>(現行どおり)</p> <p><u>(監査役の責任免除)</u></p> <p>第 32 条 当社は、取締役会の決議によって、監査役(監査役であった者を含む。)の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p> <p>— 当社は、社外監査役との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p>
--	--

以 上